

平成31年2月13日

## 診療情報提供料算定の誤りについて

過去に急患センター・北部急病診療所・こども急病診療所を受診された方に、診療情報提供書（紹介状の発行）に係る医療費を誤って算定しお支払いいただいたケースがあることが判明いたしました。

これは、診療情報提供書を作成した際に、紹介先の医療機関名を特定して記載しなかった場合は算定できないにもかかわらず、特定した場合と同様に、それに係る医療費を誤って算定してしまったことによるものです。

該当する方には個別にお知らせを差し上げておりますが、それ以外にお心当たりのあります方は、下記窓口までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

このたびは、ご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

公益財団法人仙台市救急医療事業団

### 【お問い合わせ窓口】

984-0806 仙台市若林区舟丁 64-12  
公益財団法人仙台市救急医療事業団  
電話 022(224)3761

### 【お問い合わせ時間】

午前8時30分～午後5時（日曜・土曜・祝休日を除きます）